

行政書士とちぎ

3

Mar. 2018

No.495



栃木県行政書士会

<http://www.gt9.or.jp/gyosei>



マスコットキャラクター
アドちゃん

行政書士 とちぎ

2018年

3月号

CONTENTS

- 1 目次
- 2 栃木県行政書士会の動き
- 2 ○平成30年 新春交流会
- 3 ○市民公開講座「相続・遺言・終活について」開催
- 5 ○市民法務部 シリーズ「相続」 第7回研修会開催
- 6 ○財務事務所研修会実施
- 7 ○産業廃棄物収集運搬業基礎研修会
- 7 ○創業支援セミナーに参加して
- 8 支部だより
- 8 申請取次行政書士の動向
- 9 栃木県行政書士会カレンダー（4月）
- 9 曰行連だより
- 10 業務情報
- 12 おじゃましま～す！
- 13 支局かわら版（足利）
- 14 木もれび
- 15 研修会のお知らせ
- 17 談話室
- 18 政連だより
- 22 会員の動き

No. 495

今月の表紙

野木神社 二輪草（野木町）

写真提供 （公社） 栃木県観光物産協会

栃木県行政書士会の動き



栃木県行政書士会・栃木県行政書士政治連盟 「平成30年 新春交流会」



2月16日（金）ホテル東日本宇都宮にて、栃木県行政書士会・栃木県行政書士政治連盟主催による平成30年新春交流会が開催された。

まず、栃木県行政書士会関比佐江副会長の開会宣言に続き横山眞会長の挨拶があり、政治連盟青木勇夫会長から挨拶があった。

来賓挨拶では、日行連遠田和夫会長、日政連山下寛会長に続き福田富一栃木県知事、船田元衆議院議員、佐藤明男衆議院議員、上野通子参議院議員、渡辺美知太郎参議院議員、西川公也内閣官房参与、小林幹夫県議会議長からご祝辞を頂いた。

その後、住吉和夫日行連相談役のご発声で乾杯が行われ、宇都宮で活躍中の岩田留美子様（ボーカル）、斎藤久美様（ピアノ）と田澤充康様（ベース）の演奏が華やかに会場を包み祝宴のムードが一気に盛り上がった。当会議員連盟諏訪利夫会長による万歳三唱、鈴木康夫当会副会長の閉会の言葉まで来賓の皆様と会員が交流を深め、また会員同士が和気藹々、とても良いひとときを過ごした。



（広報部 山本昭子）



市民公開講座「相続・遺言・終活について」開催

2月22日が行政書士記念日ということで、栃木県行政書士会では、この日を中心に県内6ヶ所で「相続・遺言・終活について」の講演会・無料相談会を開きました。

【小山会場】

2月10日（土）小山市城南市民交流センターゆめまちにおいて、開催しました。小山支部会員10名、栃木支部会員4名が参加し、25名の市民の皆様をお迎えしました。小山支部小野会員より遺言を中心に、実務事例を豊富に交えながらの講座となりました。無料相談会には4名の方が参加されました。



（広報部 山根輝雄）

【宇都宮会場】

2月17日（土）午後1時30分より、宇都宮市総合コミュニティセンターにおいて、「相続・遺言・終活」をテーマに市民公開講座が開催されました。

当日は、開始30分前には聴講者の方が会場を訪れ、70席用意した席が満席となり、追加で席を用意するほどの盛況で、今回のテーマに対する関心の深さが窺えました。

講義は、深見史会員を講師として、「ラストステージは自分が主役！」と題し、終活とは何か、終活の中身、「振り返り」のためのエンディングノートのすすめ等を中心に進められ、相続、遺言などにつき、身近な事例をもとに、わかりやすく説明されました。

後半では、「しあわせな人生の選択」という映画の紹介や、「氏名、住所、緊急の連絡先、病歴、服用中の薬・・・」などが記載されているカードをご自身も所持していること、自分でやりたいことを書き抜いて実践することなどについて話があり。今後の参考にと講義内容をメモする姿も数多



く見受けられました。このような講座は、行政書士制度を知っていただく良い機会になったと感じました。講座聴講者数は約90名でした。

講座終了後、無料相談会が開催され、用意した相談テーブル数では間に合わず、順番をお待ちいただく程で、テーマに沿って、「相続・遺言」に関する相談がありました。相談の件数は、50代から80代の方、件数は23件でした。

宇都宮支部の皆さんのご協力ありがとうございました。

（広報部 小室明男）

【佐野会場】

2月17日（土）佐野市役所1階市民活動スペースにおいて開催しました。佐野支部金子会員と佐野市都市建設課空き家対策室君島室長による空き家対策について、休憩を挟んで、佐野支部須永相談役による終活・遺言書・相続についての講座を行いました。参加市民27名全員にエンディングノートを無償頒布して解説したり、著名人による延命治療に対する意思表示を紹介したり、限られた時間内での凝縮された内容に、参加された皆様は大変満足されていました。



（広報部 山根輝雄）

【高根沢会場】

2月18日（日）高根沢町元気あっぷむらにおいて市民公開講座相続・遺言・終活について「エンディングノート・遺言書を書いてみよう」が開催された。

開始時刻の前からたくさんの方々が集まり、地元の方々の意識の高さがうかがえる状況だった。この会場は温泉施設内のため床暖房が施され年配の方にも大好評である。支部長の開会あいさつに加え、行政書士の業務などを手際良く紹介した。

講師は、塩那支部の松本智美会員が務め、歯切れの良い説明のあと、夫々の遺言書を書いてみようという時間が用意されていた。これに対し参加



した市民の方々が全員熱心に向き合っていたのが印象的・感動的であった。

会場には65名を越える方が遠方からも来ていた。そうで机やイスを途中から運び入れるなど大忙しだったが、これも嬉しいハプニングであった。

(広報部 山本昭子)



【那須会場】

2月24日（土）午後2時より、いきいきふれあいセンター大会議室において、相続・遺言・終活についての市民公開講座が開催されました。

本講座には50名を超える方が参加され、会場が埋まるほど多くの方々に来ていただきました。

講座は、大塚弘大会員が相続・遺言について、オブライエン奈美会員が終活についての講義を行い、質疑応答の後に本講座を終了し、その後に個別相談会という構成で行われました。

大塚会員は、講義資料に図を用いた資料を使い、分かりやすく相続の概要と遺言の書き方について説明をされていました。オブライエン会員は、成年後見・任意後見について説明した後に具体的なエンディングノートのレジメを用いて、自身の最期をどう迎えるかについて、丁寧に講義されました。

質疑応答では、多数の質問があり、活発な質疑応答がされ、皆さんの関心の高さが窺えました。遺留分に関する件の問い合わせに関しては、複数の質問があり、公平な相続をしたいと考える方の各人の事情や思いやりを感じました。



講座終了後の個別相談会は5件の相談がありました。

今回の講座は、用意した資料が全て配布されるほど多くの来場者にご参加いただきました。那須支部に本講座を知ったきっかけのアンケートを

調査いただいたところ、半数強の方が広報で、半数弱の方が新聞で知ったとの結果になりました。

那須支部の理事の皆様ありがとうございました。
(広報部 齋藤丈威)

【足利会場】

開催日 平成30年2月24日（土）

時間 13時30分～16時30分

場所 足利市民プラザ会議室

出席者 10名

上記の日程で、平成29年度行政書士記念日における「市民公開講座及び無料相談会」を開催致しました。宮下恭子会員が「相続と遺言の話」、吉沢文雄会員が「成年後見～ころばぬ先の杖」と題しまして約1時間「講話」をされた後に、引き続いて「無料相談」を開催しました。

地元夕刊紙の「両毛新聞」に2度（1月26日付と2月19日付）、足利市の「広報あしかがみ2月号」に開催告知記事を掲載していただき、当日の春到来を思わせるポカポカ陽気にも後押ししてもらって、40名に参加して頂きました。台風直撃及び総選挙直前とぶつかって閑古鳥が鳴き響いてしまった前回から一転、急遽資料を追加コピーするなど、うれしい悲鳴が響き渡りました。

「無料相談」にも15組の方が残っていましたが、協力した支部会員は10名でしたので待ち時間が発生してしまい申し訳ない思いをしました。やはり潜在的に困っている方はいらっしゃるのです。相談内容は、十人十色、千差万別、百花繚乱（？）、百鬼夜行（？）と様々でした。幅広い相談内容に対応するためには、個人個人の研鑽が大切なのは言うまでもなく、県会単位、支部単位でのレベルアップも必要不可欠であると再認識させられました。高齢の相談者にとって市民プラザでの無料相談会に参加するという事は、心理的にも健康面でも、私たちが考える以上にハーダルの高いことなのかも知れません。一大決心なのかもしれません。私たちには、その思いと期待に真摯に応える責任と義務があるのです、と、いつになく真面目な私と言う事で（終）。



(足利支局長 杵渕 徹)

市民法務部 シリーズ「相続」 第7回研修会開催

2月27日（火）午後1時30分より栃木県行政書士会館において、シリーズ「相続」第7回研修会が開催されました。

今回は2部構成で、まず第1部は本会会員であり、家族信託専門士でもある関野義明会員による「信託に関する基礎知識」をテーマに講義をしていただきました。

わが国の信託制度は、90年の歴史がありますが、民事信託として、信託が活用できるようになったのは、平成19年に改正された新信託法の施行によってであり、最近では多数メディアで取り上げられているとのことです。

信託は、そもそも財産の管理制度であるが、民事信託にあっては、遺言に代替して相続財産を円滑に承継させる「遺産承継」の仕組みを有し、また後見制度を補完しあるいはこれに一部代わる「後見的な財産管理」制度である。



また、信託は、認知症高齢者の「配偶者なき後の問題」や障害をもつお子さんの「親なき後の問題」を解決する役割を担う、「財産管理を安心して託せる」制度であります。

信託を学ぶ上で、信託は委託者、受託者、受益者という3者で構成されていて、委託者とは財産を託す人。受託者とは財産の管理処分などを任される人。受益者とは財産の利益を受ける人で有ることを念頭においてほしい。

そこで信託とは、委託者の財産を受託者に財産の管理や処分を託すことであり、信託契約することによって、あらかじめ決められた信託目的の範囲で、財産の管理・処分や資産の継承ができるものであるということ。

信託には、商事信託と民事信託があり、商事信託は、営業として信託を受託するものであり、信

託業の免許・登録が必要とされ、信託銀行や信託会社がこれにあたる。

また、民事信託は個人間での信託で、親子や兄弟などで契約を結ぶ方法が一般的であります。

信託できる財産については、原則として、特定できる積極財産であれば信託可能のこと。例として、不動産、借地権、動産（ペットを含む）、金銭、株式、著作権等が上げられますが、これはほんの一部です。

今回は、2時間という限られた時間で、信託の総論部分を講義していただきましたが、私たち行政書士が、信託契約書を作成する上での注意点として、①将来の紛争にならないために遺留分を考慮する②家族全員の合意を得る。③離形をそのまま使わない④公正証書での作成が望ましい⑤複数でのチェック等が重要であるとの講義内容でした。

続いて第2部は、本会会員である青木裕一会員による「許認可手続きにおける相続」、副題として（許認可等に係る事業に関する相続による承継）を講義いただきました。

事業の許認可、登録等を受けた者（自然人）、あるいは届出をした者に相続があった場合に、被相続人がその事業を引き継ぎしようとするとき、根拠法の規定（事業の種類）によって必要となる手続きは異なり、その手続きは、次のような類型に大別できます。

1. 相続人が被相続人の地位を承継することができる業種

(1) 届出によって、その地位を承継することができる業種

(2) 申請または申告等によって、その地位を承継することができる業種

2. 地位の承継に関する規定が根拠法にない業種
以上のような業種別に各根拠法令の例を多数上



げていただいた上で、注意点として、届出、申請、及び申告等には期限があることに注意が必要。また、地位の承継に関する規定が根拠法がない業種の法令には、私たち行政書士が業務として係っている建設業法では、個人においては、業務が廃止となり、新規に取り直さなければならないとの問題が生じる。

そこで今後関係のある建設業者については、将来の事業承継を考え、個人から法人への転換。許可基準を充足できるように年月をかけた準備等へのアドバイスが必要であると締めくくられました。

今回は、信託について関心をもたれた47名もの会員の皆様に出席をいただきました。信託については、今後相続対策の選択肢の一つとして業務に役立てて頂ければと思います。それには、まず知識の研鑽を積む事が重要です。今後も、信託についての研修会を開催する方向で検討したいと思います。

シリーズ「相続」は、まだ続きますので、次回もご参加をお待ちしております。

(市民法務部 大橋勝典)

財務事務所研修会実施

1月30日(火) 行政書士会館において、宇都宮財務事務所により恒例の研修会が行われた。

まず鳥山出身の大野孝広所長が「日本の財政を考える」として財務事務所の組織、業務から日本の借金漬けの財政を解説していただいた。今回は特別わかりやすく感じたが、以下そのダイジェストをレポートします。

大まかには国家予算97兆円の3分の1が社会保障費であること、また4分の1が借金の返済と利息であり、以下地方交付税16兆円、公共事業費はたつたの6兆円で、防衛費5兆円、教育費4兆円と続く。また社会保障費の内、医療、介護が2分の1、年金が3分の1となっている。

歳入は税金等が3分の2、新たな借金が3分の1、従って1990年頃からバブル崩壊の影響で現状を維持するため借金で穴埋めする習慣が根づき、ワニの口といわれる棒グラフが常態化している。

今や国民1人当たり借金が688万円となっているとのこと。借金は国債でそれを買っているの



は国民だとなると、破綻した場合はそれがなくなるわけだから、自分の足を食べてしまったことになり、自業自得ともいえる。毎年新たに34兆円の借金をして、そのうちの24兆円を返済に充てているので、使えるのは10兆円でしかない。

これから少子高齢化が進み、1人の若者が1人の高齢者を支えることにならざるを得ない。世界的に見て日本は社会保障支出額の割に国民負担が小さい。従ってこれからやることは社会保障費を減らすか、増税するしか方法がないということになる。このままでは社会保障費は増える一方であり、若者は増えない。

その後、主任国有財産管理官 桑原信行様により国有地売り払い手続きをご講義いただきました。

(土地利用開発部 秋葉憲司)



産業廃棄物収集運搬業基礎研修会

1月24日行政書士会館において産業廃棄物収集運搬業基礎研修会が行われました。

講師は栃木県環境森林部廃棄物対策課審査指導班の佐藤正行係長にお願いしました。

研修はまず廃棄物処理法の概要の説明があり、産業廃棄物とは何か、有価物との違いなど詳しく講義いただきました。次に許可申請書類と添付書類について、申請書類の記載例を基に講義いただきました。最後に昨年10月1日の改正省令施行に伴う水銀関係産業廃棄物の対応について実務上の手続きを説明いただきました。既に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を扱う業者については変更届や申出などの手続きがあります。

手続きを代理する会員においては、最新の産業廃棄物収集運搬業許可に係る審査基準を正確に理解し、特に申請時に「継続して行うに足りる経営的基礎を有しない」業者の案件を取り扱う場合も

想定されるので、当会で毎年実施している特別研修を受講し、研鑽を積んでいただきたいと思います。



(建設環境部 河田 力)

創業支援セミナーに参加して

2月7日、午後1時から宇都宮市所在、宇都宮市東図書館集会室にて日本政策金融公庫宇都宮支店主催、三士会共催、栃木県事業引継ぎ支援センター他後援による「創業支援セミナー」が開催されました。

第1部TKC会員講師による講演の後、休憩をはさみ、第2部①社会保険労務士を講師とする、次いで②中小企業診断士を講師とする、施策紹介に続き、本会中小企業支援部副部長青木会員による講演が実施されました。



受講者は文字通り老若男女であり中でも若い方が多く、垣間みられる彼らの講話に傾注する姿勢、表情に創業への強い意欲が見てとれました。

青木講師による自称「当年26才」との自己紹介の擗みにはじまり、自身の経験した事業承継、企業を渡渉し、現職行政書士に係る業務紹介を経、気付かぬうちに本日のテーマである創業について受講者の興味を惹きつけ、各種法人の設立、さまざまな許認可等々、的を射た講話をすすめるうち、所定時間を短く思う程の次第がありました。

結びに代えて。

創業支援、事業承継等々の活字を見ることが一層多くなった今、我々行政書士のスキルアップは無論のこと、創業、起業、事業承継希望者らとのマッチングを如何に見出すか、喫緊の課題である。

(中小企業支援部 柴田利夫)



【鹿 沼】

無料相談会の実施

2月3日（土）午前10時～午後3時まで、鹿沼市 市民情報センター 3階において「行政書士無料相談会」を開催しました。参加会員は6名、



栃木会の 申請取次行政書士 の動向

| | |
|-----------------|------|
| 新規申出（2月） | 0名 |
| 更新申出（2月） | 1名 |
| 申請取次行政書士（2月末現在） | 114名 |

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）

次回の予約締切日：3月30日（金）受付日：4月11日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

詳細は、会のホームページ会員専用ページ各種データー事務局関連 をご覧ください。

建設業トータル
サポートシステム

平成30年4月改正

経審太助 で 新基準の 評点シミュレーションができます！

経審太助 4つの機能

- 打つだけ簡単！
財務諸表作成
- 決算前・決算時に正確な評点を！
評点計算
- 必要な書類がそろう！
経審申請書類作成
- 各データの比較が一目で！
シミュレーション

※Aシステムの場合

「機械は購入したほうがいい？」
「2期平均3期平均どっちがいい？」
新基準の評点アップ対策にすぐ活かせます！

3月20日
リリース決定！

Net-Core

国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア Q 検索



栃木県行政書士会カレンダー（4月）

| 日 | 予 定 | 時 間 | 主 催 |
|------|--|-------------|---------|
| 4 水 | 正副会長と総務部の合同会議 | 13:30～ | |
| 6 金 | 会計監査 | 10:00～12:00 | 財務経理部 |
| | 財務部会 | 13:00～ | |
| 9 月 | 行政書士無料相談 (於:宇都宮市役所 2階市民相談コーナー) | 10:00～15:00 | 宇都宮支部 |
| 10 火 | 広報部会 | 13:30～ | 広報部 |
| 11 水 | 申請取次新規受付 | 13:30～ | 申取管理委員会 |
| | 外国人在留資格無料相談 (於:足利市生涯学習センター会議室) | 13:00～16:00 | |
| 13 金 | 理事会・幹事会 | 13:30～ | |
| 18 水 | 国際業務相談事例・入管基礎研修会 | 13:30～ | 国際部 |
| | 行政書士専門相談 (於:小山市役所本庁舎地下1階市民相談室) (予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282) | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| 22 日 | 市民プラザ無料相談会 (於:うつのみや表参道スクエア 5階市民プラザ) | 13:30～ | 宇都宮支部 |
| 24 火 | シリーズ「相続」研修会第9回 | 13:30～16:40 | 市民法務部 |
| 25 水 | 行政書士専門相談 (於:小山市役所本庁舎地下1階市民相談室) (予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282) | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| | 行政書士専門相談 (於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室) (予約問い合わせ:小山支部 田村会員 0285-45-0297) | 10:00～12:00 | |
| 26 木 | 行政書士専門相談 (於:下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室) (予約問い合わせ:小山支部 生田会員 0285-52-2350) | 10:00～12:00 | 小山支部 |

日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください。(要実費)

| 日行連No. | 受信日付 | 文書の表題 |
|--------|------------|--|
| 1183 | H30. 2. 1 | 平成30年度登録関係処理日程について |
| 1189 | H30. 2. 2 | VOD研修「封印業務研修」及び「OSS申請業務研修」について |
| | H30. 2. 8 | 平成30年2月分会費納入について |
| 1238 | H30. 2. 9 | 工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートについて(周知協力) |
| 1275 | H30. 2. 26 | 「国土計画シンポジウム」の周知について |



平成30年度佐野市農業委員会総会等の日程について ～佐野市農業委員会より～

平成30年度の農業委員会総会及び許可申請締切日について、お知らせいたします。
なお、農地法の届出等の取扱いに変更はありません。

平成30年度佐野市農業委員会 総会日・締切日

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 申請 締切日 | 4.5 (木) | 5.10 (木) | 6.8 (金) | 7.10 (火) | 8.10 (金) | 9.5 (水) | 10.10 (水) | 11.9 (金) | 12.5 (水) | 1.10 (木) | 2.8 (金) | 3.8 (金) |
| 総会 | 4.25 (水) | 5.24 (木) | 6.26 (火) | 7.26 (木) | 8.24 (金) | 9.27 (木) | 10.25 (木) | 11.26 (月) | 12.20 (木) | 1.24 (木) | 2.25 (月) | 3.26 (火) |

詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。



工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートについて ～日行連より～

日行連より標記について周知依頼がありました。

当会HP会員専用「トピックス」に次の資料を掲載しておりますので、ご覧下さい。

- ・【日行連発第1238号】単位会長宛通知文
- ・建設業団体宛通知文（平成30年1月26日付事務連絡）
- ・別添①誓約書
- ・別添②「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート
- ・別添③地方公共団体・民間発注者団体宛要請文（平成30年1月26日付事務連絡）



景観法に基づく届出及び栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて ～栃木県国土整備部より～

さくら市における景観法に基づく景観計画の策定及び県から真岡市への権限移譲に伴い、標記届出に係る取扱いが下記のとおり変更となります。

記

1 変更内容

(1) 景観法に基づく行為の届出関係

さくら市の区域については、同市が策定した景観計画及び景観条例の規定に基づく届出が必要となります。（県景観条例に基づく届出は不要です。）

県の届出基準と異なりますので、詳細については同市にお問い合わせください。

【窓口】さくら市建設部都市整備課（従前と変更ありません。）

TEL : 028-681-1120

関係URL :

<http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/soshiki/19/keikankeikakusakutei.html>

(2) 栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出関係

真岡市の区域については、県から同市への権限移譲により、同市が当該届出の事務処理権者（受理・審査及び指導等）となります。

【窓口】真岡市建設部都市計画課（従前と変更ありません。）

TEL : 0285-83-8302

2 変更年月日

平成30年4月1日

(参考)

栃木県景観条例・景観法に基づく届出の窓口について

平成30年4月1日現在

| | 市町名 | 栃木県景観条例に基づく 大規模行為の届出 | | 景観法に基づく 行為の届出(※1) (受付・審査窓口) |
|----|-------|-------------------------|------------|-----------------------------------|
| | | 受付窓口 | 審査窓口 | |
| 1 | 宇都宮市 | | | 市都市計画課 |
| 2 | 那須烏山市 | 市都市建設課 | 宇都宮土木 | |
| 3 | 上三川町 | 町都市建設課 | | |
| 4 | 高根沢町 | | | 町都市整備課 |
| 5 | 那珂川町 | 町建設課 | 宇都宮土木 | |
| 6 | 鹿沼市 | | | 市都市計画課 |
| 7 | 日光市 | | | 市都市計画課 |
| 8 | 真岡市 | 市都市計画課 | 市都市計画課(※2) | |
| 9 | 益子町 | 町建設課 | 真岡土木 | |
| 10 | 茂木町 | 町建設課 | | |
| 11 | 市貝町 | 町建設課 | | |
| 12 | 芳賀町 | 町都市計画課 | | |
| 13 | 栃木市 | | | 市都市計画課 |
| 14 | 小山市 | | | 市都市計画課 |
| 15 | 下野市 | 市都市計画課 | 栃木土木 | |
| 16 | 壬生町 | 町都市計画課 | | |
| 17 | 野木町 | 町都市整備課 | | |
| 18 | 大田原市 | 市都市計画課 | 市都市計画課 | |
| 19 | 矢板市 | 市都市整備課 | 大田原土木 | |
| 20 | 那須塩原市 | | | 市都市計画課 |
| 21 | さくら市 | | | 市都市整備課(※3) |
| 22 | 塩谷町 | 町建設水道課 | 大田原土木 | |
| 23 | 那須町 | | | 町建設課 |
| 24 | 足利市 | | | 市都市計画課 |
| 25 | 佐野市 | | | 市都市計画課 |

※1 市町独自の景観計画・景観条例に基づく届出であり、県条例とは届出の対象・基準等が異なります。

※2・3 平成30年4月1日から変更となります。



今回は、塩那支部さくら市の鉢村悦男会員の事務所におじやました。



氏名 鉢村 悅男（はちむら えつお）
事務所 鉢村行政書士事務所
さくら市氏家3501番地47
入会日 平成29年5月15日

○行政書士になったきっかけは。

市役所職員として農政課や建設課など土地を扱う部署に長年勤務し、土地関係の資格の重要性必要性について認識していました。定年退職後のこととも考え、平成7年に土地家屋調査士の資格を取得し、その後公務員行政事務資格にて行政書士登録をし、昨年6月に自宅敷地内に事務所を併設し開業しました。土地関係を扱うには、行政書士資格が必須と考え登録をしました。

○市役所を早期退職してまで開業した理由は。

上述の通り、土地家屋調査士の資格を有しております定年後は開業を予定していたので、やるなら早い方が良いと考えたためです。

○業務の主なものは。

土地家屋調査士と兼業なので土地関係が主です。今後は開発関係も手掛けていきたいです。

○お休みの日は何をしていますか。

ゴルフや庭の手入れ等です。ゴルフは市役所職員時代からやっていますが、最近は忙しくあまり

できていません。

○行政書士会に望むこと。

報酬をいくらにしたらよいかわからない。統計調査の数値はある程度参考になるが、数値根拠をもっと明確にしてほしい。また業務の業界問題です。

私も報酬には頭を悩ませています。人それぞれ違うので算定根拠などを含めて調査が必要ではないでしょうか。

まだ開業して10か月にも関わらずしっかりととした事務所を構え、電柱広告や事務所名入りカレンダーの作成、ホームページの開設など広報活動にも力を入れており、業務への本気度が垣間見える事務所でした。鉢村会員は個人的にも市役所職員時代、総務課課長として議会の一般質問等で大変お世話になりました。送別会の席で土地家屋調査士・行政書士として開業することを聞いて驚いたことを思い出します。今回の取材において職員時代より顔が穏やかになったのがとても印象的でした。

今後のご活躍を祈念致します。

鉢村会員には、ご多忙中にもかかわらず取材に応じて頂きまして、大変ありがとうございました。

(支局長 岡村浩雅)





何故、犯人は被害者との金銭の受け渡し場所として東浦和駅を選んだのか？——定年間近の老刑事は白髪交じりの頭を抱えた。……ちょっと松本清張先生の短編推理小説ぼくありませんか。

『これ（注：次男を名乗る男からの「お金を今日中に振り込まないと会社をクビになってしまい」という電話）を信じた被害者は同駅（注：東浦和駅）まで行き、同日午後7時ごろ、同所に金を取りに来た男に対し、現金1千万円を渡した』

（両毛新聞／平成25年8月）

被害者は足利市在住の83歳の女性です。何故東浦和駅を指定したのでしょうか。足利市在住のそのあなたの、東浦和駅まで行けますか。80代女性の健康状態等の個人差は非常に大きいと思います。毎日色々自適に出歩いている人もいらっしゃれば近所のスーパー（近所からスーパーがなくなるという社会問題も増殖中ですが……）に行かれるのにも難儀している人もいらっしゃいます。犯人は次男の個人情報はある程度把握していたのだと推測できますが、その母親（83）の健康状態等まで把握していたのでしょうか。必要性があったのか／ただ犯人が足利くんなりまで来るのが面倒くさかったのか／被害者には東浦和駅に土地勘がある＆そのことまで調査済だったのか……。

『オレオレ詐欺』『振込詐欺』『特殊詐欺』と名称が実態に引きずられるように変遷を重ねているように、金銭を実際に奪い取る具体的な方法も進化（？）しているのは、ご存知の通りです。

『女性は午後0時50分ごろ、自宅近くで長男の同僚をかたる男に現金100万円を手渡した』

（朝日新聞／平成29年9月）

『これ（注：太陽光発電への投資で儲ける）を信じた被害者は4月18日ごろ、足利市内の郵便局から現金書留で10万円を指定場所へ郵送』

『自宅に金を取りに来た男に対し、合計6回に渡り、現金合計5千万円を渡した』

（両毛新聞／平成25年7月）

上記の新聞記事のように、犯人はわざわざ現金授受のために、被害者宅もしくはその近辺まで来てくれています（親切心だとは思えません）。ち

なみにこの被害者は、10万円を皮切りに結果的に5千万円をだまし取られたとの事。『足利市内の会社社長（75）』さんとのことです、お金持っていますね～。『過去の先物取引での損失』を取り戻そうとしたとのことですが、本業だけで十分に稼げていると思うのですが、残念ですね～。勿体ないです～。

足利市内に住んでいても足利市駅（東武伊勢崎線）に行くのでさえ、難儀する人はいます。改札口からホームへ行くのも大変です。やっとこさ東武線に乗ることができれば、北千住駅や浅草駅までは何とかたどり着けても東浦和駅にたどり着くには乗り換えが必要になります。乗り換えが嫌いな田舎者は多数存在します。リスクとして、道に迷って交番に駆け込んでしまう、なんてことも考えられます。現金1千万円を脇に抱え、東浦和駅まで参上するなんて、財力と体力がないとできない芸当ですね。皮肉な感じさえします。

結局、『特殊詐欺』から身を守るには、①ATM機の操作などできない、②電車の乗り継ぎなど出来ない、③遠出する元気などない、④そもそもお金など持っていない、⑤身内のことなど心配しない、⑥お金儲けに興味がない、⑦耳が遠くて電話では会話が成立しない——なんて、寂し過ぎます。根本的な解決方法はありませんかね。

最後にそもそも、なぜこの駄文が「支局かわら版」なのかについて説明致します。地元ローカル紙に載っていた足利市民が被害者になった事件だから——違います。そもそも発端となった、新聞記事をスクラップしていた「オレオレ詐欺」マニアが、H会員だからです。こんな記事をスクラップしている人はただモノ（もちろんいい意味で……）ではありません。事務所を訪問させて頂いたときに発見しました。私は長年士業で生業を立てている人は基本『変人』（もちろんいい意味で……）だと思っています。これは士業18年の私が実感している真実です。もちろん、こんな記事に触発されてこんな駄文を書ける人間にこそ問題があるので、言うまでもありませんが。

（足利支局長 杵渕“問題あり”徹）

そして、『アドちゃんの談話室』へと続く……。



みなさまこんにちは。歯医者が苦手な高橋です。突然ですがみなさまはご自分の歯の管理はどうされていますか？定期的に歯科医院へメンテナンスに通い、虫歯のチェックや歯石取りをしてもらう、それが大人のたしなみ…私もそう思ってはいました。でも歯石を取る時のあの振動と痛み（結構痛いですよね？）、そして万が一「虫歯がありますね」なんて言われた日には、歯を削らなくてはならない！そんな事態になるのが恐ろしくて、定期的な通院というのは正直、しておりませんでした。

でもやっぱり常々心配ではあるんですよねえ。冷たいものが歯にしみると虫歯じゃないかと思うし、虫歯は他の病気と違って放っておいても自然治癒することはない、それどころかどんどん進行してしまってから、やはり早期発見早期治療だ！でもコワイ！そんな堂々巡りのビビリな私が、通うのであれば「なるべく痛くない虫歯治療」を施してもらえる歯科医院がないものかと思いネットで検索するうち、ふしぎなワードに辿り着きました。それは…「虫歯 自然治癒」

虫歯は自然治癒しないんだってば！そんなの常識～♪なのに、世の中には常識に真っ向から立ち向かう奇特な方がいらっしゃるんですねえ。そんな歯科治療の革命児？であり、虫歯を削らずに治す“ドッグベストセメント療法”的第一人者である歯学博士・小峰一雄先生の著書がこの一冊。『名医は虫歯を削らない 虫歯も歯周病も「自然治癒力」で治す方法』

タイトルもさることながら、この著書で小峰先生がおっしゃっていることは、ハッキリ言って我々の常識を覆すことばかりです。例えば…「歯は削る治療をすればするほど弱くなる」「虫歯は糖質を摂取することによって、歯の外側からだけで

なく内側からも進行する」そして「虫歯は自然治癒する」！

私は奥歯4本、小学生の時に削って詰め物がしてあります。その後も小さい虫歯が発見される度に、削って処置していただきました。今まで受けた治療は何だったのだろう…そんな思いが頭をよぎりましたが、小峰先生によるとただ放っておいても虫歯は自然治癒するわけではなく、ある条件が整うことが必要とのこと。環境を変えずにただ放置すれば、虫歯や歯周病はどんどん進行してしまいます。大切なのは虫歯や歯周病の真の原因を知り、アプローチすること。また小峰先生は、歯の不調は全身の不調の表れであるともおっしゃっています。「虫歯や歯周病は、大病の前のサインである」と考えると、虫歯に対する考え方も変わってくるのではないでしょうか？口の中にトラブルが生じた時は、自分の生活環境を見直すことで大病を未然に防ぐことができる、チャンスなのかもしれません。

そんなわけでこの『名医は虫歯を削らない』お薦めです、ぜひご一読を！～終り～と締め括ろうとしたのですが、実は私、最近本当に歯が痛くなってしまい、虫歯を削らず治す“ドッグベストセメント治療”を実際に施していただきました！その結果は…また機会がありましたら書かせていただきます。というのも、この治療は虫歯が完全に再石灰化するまで、1～2年の経過観察が必要とのことですので。実際夜も眠れないほどの痛みでしたが、治療後はピタリと治まり、今のところ平穏な日を過ごしています…これをきっかけに、健康管理に気を配っていきたいと思います。みなさまもうぞお身体ご自愛くださいませ。

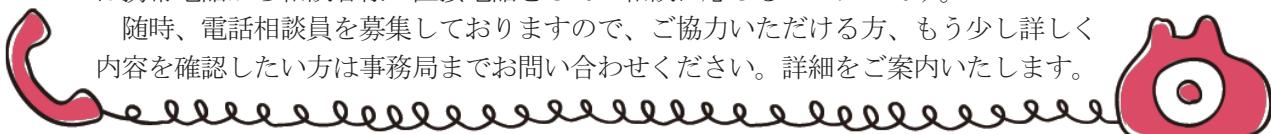
（小山支部 高橋真知子）

行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」**028-638-0919**（まるくいく）を運営しています。この電話には、相続、遺言を中心に、日々様々な相談が寄せられています。

事務局でご相談の概要をお聞きした後、相談員（行政書士）にお伝えし、相談員の事務所または携帯電話から相談者様へ直接電話をしてご相談に応じるシステムです。

随時、電話相談員を募集しておりますので、ご協力いただける方、もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。



国際業務相談事例・入管基礎研修会

国際部 主催

- 開催日時 平成30年4月18日（水）13：30～
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容 実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の2本立てです。
基礎と実例を一度に学ぶことができます。
- 対象者 会員（補助者の方は受講出来ません）
- 受講料 無料
- 締切 4月13日（金）

※「出入国管理法令集」をお持ちの方はご持参ください。

シリーズ「相続」研修会（第9回）

市民法務部 主催

今回のシリーズ相続研修会では、外国人の相続について学びます。
栃木県内に在留する外国人も増えている現在、外国人が被相続人になるケース、相続人になるケースも出てきます。そんな依頼に対応する時、日本の民法だけで進めるわけにはいきません。また、日本人より家族構成や婚姻関係が複雑な場合も多く、注意すべき部分もたくさんありますので、外国人業務を扱う方も相続業務を扱う方も、知っておくべき内容満載の第9回目です。皆様のお申込みをお待ちしています。

- 開催日時 平成30年4月24日（火）13：30～16：40

- 開催場所 栃木県行政書士会館2階

- 研修内容、講師 シリーズ「相続」研修会 第9回

第1部 13：30～15：00 「外国人の相続①」 講師は1部、2部とも
第2部 15：10～16：40 「外国人の相続②」 深見 史 行政書士

- 対象者 会員、補助者

- 受講料 500円（各回500円かかります）

- 締め切り 平成30年4月20日（金）

※全10回のシリーズですが、興味のある内容の回だけ受講されても構いません。

募 集

研修会申込書

申込欄に○を付け FAX願います。(FAX: 028-635-1410)

| 研修名 | | 受講料 | 申込〆切 | 申込 | | テキスト申込 | 昼食¥500程度 |
|------|------------------|------|------|----|-----|--------|----------|
| | | | | 会員 | 補助者 | | |
| 4/18 | 国際業務相談事例・入管基礎研修会 | 無料 | 4/13 | | / | — | — |
| 4/24 | シリーズ「相続」研修会(第9回) | 500円 | 4/20 | | | — | — |

| | | | |
|-----|--|-------|--|
| 支部名 | | 会員氏名 | |
| FAX | | 補助者氏名 | |

- * 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- * 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- * 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいようお願いいたします。

小山支部結成50周年記念事業

小山支部は今年で結成50周年を迎えます。50周年を記念し、第一線で活躍しているオペラ歌手によるコンサートを開催いたします。聞き覚えのある楽曲を、超一流の歌声で鑑賞できる貴重な機会です。

一般の方もご参加いただけます。ぜひご家族・ご友人の方々をお誘いいただき、美しく優雅な旋律に身を委ねては如何でしょうか。

コンサート終了後には、食事会をご用意しております。特別な時間をお楽しみください。

お申し込み・お問い合わせ先

青木裕一

TEL 0285-32-8186

FAX 0285-38-6264

E-mail Yuichi.Aoki@FLEXconsultant.co.jp





『東浦和駅』で待て！ ②

H会員が記事を発見された『両毛新聞』は私も購読しているのですが、この記事を読んだ記憶がありません。「おくやみ」欄しか興味がないからかもしれません（決して他人の訃報が好きなわけではありませんから誤解しないでね）。

ネット検索してみました。被害者は、足利市駅を17時6分に出発する東武特急りょうもう38号に乗車し、東武動物公園駅で東武スカイツリーライン急行（路線名に違和感アリアリ）に乗り換え、新越谷駅で下車して、徒歩でJR武蔵野線の南越谷駅に移動して乗車して2駅先の東浦和駅に18時34分到着するわけですから、犯行は十分可能です、刑事部長（デカチョウ）。違います違います、加害者ではなく被害者は約2時間かけて2回乗り換えてやっと東浦和駅に到着です。

念のためJR経由も確認しました。16時56分に足利駅を発車するJR両毛線小山駅に乗車して、栃木駅で東武特急きぬ142号浅草行きに乗り換えて、春日部駅（何かローカルな地名ばかり）で東武スカイツリーライン急行（路線名に違和感アリアリ）に乗り換え、以下は同じで東浦和駅に18時48分到着するわけですから、犯行は十分可能です、刑事部長（デカチョウ）。違います違います加害者ではなく被害者は約2時間かけて3回乗り換えてやっと東浦和駅に到着するのです。

しかも、浦和市には『東浦和駅』だけでなく『南浦和駅』と『北浦和駅』もありまして、存在しないのは『西浦和駅』だけです（たしかクイズ番組で出題されていましたね）。電話で1度言われただけでキチンと『東』だと認識できますかね。既知の場所でしたら問題ないかもしれません、未知の場所でしたら「南だったかな？」「西だったかな？」とすぐに分からなくなってしまいます。念には念を入れて、自動車でのルートも検索してみたのですが、想像以上に複雑だったので詳述することは自粛したいと思います。

少なくとも、視力と知力と体力が必要です。お金があるからと言って、足利市からタクシーで浦和市まで行かないでしょう。足利市内から足利市

駅（もしくは足利駅）までだったら運転手さんから聞かれないかもしれません、浦和市までの長時間ですと、さすがに浦和市での「用事」について話題になるかもしれません。

いずれにしましても、『東浦和駅』を指定した意味を教えて頂きたいものですし、『東浦和駅』にキチンと到着できてしまった83歳（当時）の女性に対しては、スゴイな～と思います。

さて、スペースがありますので、私自身の『特殊詐欺』関連のエピソードを紹介させて頂いてお茶を濁しておきたいと思います。

【エピソード・その1】

預金を引き出そうと思いまして、旧G銀行H支店（現在はATMのみ稼働）によったところ、お若い警察官が待機されていました、利用者1人1人に「振り込み詐欺ではありませんか？」という声掛けをされていました。声をかけられるのは恥ずかしい（決して後ろめたいわけではない）からと急に取り止めれば取り止めたで、不審者だと思われて職務質問されそうなので、仕方なく並んでいると順番が来ました。相手も職務上仕方なく声をかけてきました。子もなく、当然孫もなく、お金のない私を詐欺師が相手にする事はありませんが、お若い警察官は相手にしてくれました。お互い緊張しつつも「振り込み詐欺ではありませんか？」「否、違います」とお互いギコチナク、セリフの様なやり取りをしました。

【エピソード・その2】

スーパーで買い物中に電話（固定電話からの転送）が掛かってきました。詐欺師からではなくて警察関係者からです。おそらく「特殊詐欺撲滅キャンペーン」か何かで、電話による注意喚起だったと思われますが、「怪しい電話には注意して下さいネ」に対して、「この電話は怪しくないのでですか？」と答えましたら、「携帯電話に転送されているので、こちらの電話番号は表示されていると思いますので、そちらからこの番号にかけ直して下さい」と相手がキレました。見知らぬ人からの電話を怪しむことは決して悪いことではない、趣旨に反していないと思うのですが、反応が思った以上に怖かったので、弱気なボクはそれ以降は従順に「ハイ、ハイ」と空返事をしておきました。

（足利支局長 杵渕 “やはり問題あり” 徹）



民進党第2区総支部&福田あきお後援会総連合会「新春のつどい」に参加して

1月14日（日）午前11時から鬼怒川のホテルにおいて、標記の催しに参加しました。総勢で360人の参加者数であることが主催者側から知らされました。開会前には箏と尺八の演奏があり、その曲の中に正に新春らしく「春の海」が奏でられました。

開会され、主催者挨拶で福田昭夫衆議院議員は、「先の選挙では党が分裂した非常に厳しい戦いの

中で、相手候補者に9,500票差をつけ勝利させていただきました。ついては皆様のおかげです。本当にありがとうございました」と感謝の言葉がありました。

その後、政治ジャーナリスト・角谷浩一氏の講演があり、乾杯・懇談に移り、午後2時に閉会となりましたこと、ご報告いたします。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

栃木県議会議員 中島ひろし「新春懇談会」に出席して

1月20日（土）、宇都宮市内のホテルにおいて、午後6時30分より開かれた標記の会に手塚幹事長とともに参加しました。

福田富一県知事が公務の都合上、先に挨拶をされました。お話の中で「来年は県議選があり、中島県議の3期目の当選を期待します。県においては競技場の準備も着々と進んでおり、2020年の7月24日が開会式となる東京オリンピックの聖火ランナーの人選をする時期にもなりました。このようなことで、中島県議には県政運営のために更なるご協力を願いしたい」との内容でした。

続いて、後援会長の挨拶、星野上三川町長や宇

都宮市議会議員有志の来賓祝辞の後、主催者である中島宏県議会議員が「栃木県内においては、観光客の来県が増加しているという喜ばしい結果になっています。今後も、県民が安心して暮らせる栃木県にしていきたい」と強い抱負を述べられました。

その後、上野通子・高橋克法両参議院議員も来場し、それぞれご挨拶をされ、午後8時ちょうどに閉会となりました。

参加者数を主催者に確認しましたところ350名ぐらいとのことでした。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

神奈川会「平成30年 新春賀詞交歓会」に参加して

1月23日（火）午後4時から横浜市内のホテルにおいて行われた神奈川県行政書士会・神奈川行政書士政治連盟・一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター神奈川県支部の3団体が主催した標記の会合に、本会の堀越副会長と参加させていただきました。

この交歓会は、会員規模の大きい神奈川会とあって1,000人近くの参加者数とのことでした。

開会のあと、主催者3団体の長のご挨拶と来賓祝辞、鏡開き・乾杯と続き、来賓紹介では私どもも加えていただきました。

来賓祝辞の中では、国会議員・県議会議員から

「今後、拡大が予想される空き家・空き地の所有者調査や確認、加えて相続問題等の業務参入を行政書士が積極的に関わっていただきたいという希望」と「各支部で行っている無料相談会への御礼」が多くありました。

栃木会においても先進県の最新の情報を得て、国民・県民・市民サービスの向上に寄与していくべきだと強く感じました。

閉会前には恒例の「万歳三唱」があり、午後5時55分に閉会となりましたこと報告いたします。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

「2018 参議院議員・上野みちこ 新春の集い」に参加して

1月27日（土）午前11時から宇都宮市のホテルにおいて行われた標記の会合に、横山会長と参加して来ました。

新春の集いらしく、開会の後、宇都宮木遣り保存会の方々による木遣りが披露され、参加者を含めた全員による国家斎唱、猪瀬後援会会长の挨拶がありました。

その後、経済産業大臣（ロシア経済分野協力担当大臣）で参議院議員の世耕弘成氏の講演があり、流暢な話法で「今、日本において第4次産業革命が起り始めている」と、日本国の進むべきお話をされました。

懇親会に入ると、福田富一県知事、県内選出の衆参国議員、県議会副議長、首長代表のご挨拶があり、それぞれが上野通子参議院議員の今後の活躍を願うお言葉ありました。

本人挨拶の中で、上野氏は「人材を育成するのはやはり教育が原点と思う。過去の経験を生かして国家・国民のために奮闘していきます」と、力強いお言葉で締め括られました。

600人ほどの参加者数であり、午後2時に閉会となりましたことを報告いたします。

（栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫）

栃木県議会議員 松井正一「新春のつどい」に出席して

1月28日（日）午後5時から、鹿沼市内の会場で行なわれた標記の会合に参加いたしました。参加者数は350名を超えていました。

開会前には、松井県議と奥様もメンバーである「下澤お囃子連」の演奏があり、これに夫婦で加わるほどの緻密な地元との密着ぶりには心打されました。

午後5時に開会、主催者挨拶のあと福田昭夫衆議院議員の来賓祝辞の中で、「まだ無所属という立場にありますが、政治信条が同じ仲間と共に日本の二大政党作りに邁進していきます」との現状の報告と「松井県議はワンステップ上を担うこと出来る人なので、是非とも上を目指してもらい

たい」とのエールの言葉がありました。

その後、連合栃木会長、鹿沼市長の祝辞があり、松井正一県議の挨拶となりました。「自らが実行している“かぬまマンデーリポート”が明日で100回目を迎えるが、更に回数を増やしていきたい。愛する鹿沼市の発展のために、市民派県議として働かせていただきます」と力強く述べ、『鹿沼市への想い』を真に感じた内容でした。

乾杯の後、歓談に移っても参会者に対する気配りなど松井県議の人柄を強く感じた集いでありました。

（栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫）

さとう栄一後援会総連合会「新春の集い」に参加して

1月31日（水）午後6時30分から宇都宮市内のホテルにおいて行われた標記の集いに、横山会長、手塚幹事長、安野宇都宮支部長とで参加しました。

まず中津後援会会长の挨拶があり、来賓挨拶となりました。高橋克法参議院議員、佐藤明男衆議院議員、渡辺美知太郎参議院議員、西川公也内閣官房参与、山口恒夫公明党県連代表、県議代表として高橋文吉氏、宇都宮市議代表として鎌倉三郎氏がそれぞれ祝辞を述べられました。

佐藤市長の挨拶の中では「宇都宮は人口が増え

ており、人口52万人の都市になりました。少子化の中でも、清原地区においては小学校を新設しなければならない程です。今後はLRTの早期着工、大谷地区を世界が注目する観光拠点にするための市政を進めていますので、ご参会各位の協力をお願いします」と述べられました。

遅れて上野通子参議院議員も祝辞を述べられ、乾杯の後、歓談に入り、午後7時55分に中締め、閉会となりました。参加者数は350人くらいと思われました。

（栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫）

「2018公明党・新春政経文化懇話会」に参加して

2月4日（日）宇都宮市内のホテルにおいて行われた標記の会に、手塚幹事長と共に参加しました。

石井啓一国土交通大臣が来県、出席されたためか、主催者側のお話によると700人ぐらいの参加者とのことでした。

開会前は新春の会らしく邦楽の演奏があり、開会5分前には外務政務官の岡本三成衆議院議員が公明党支援者へお礼のご挨拶がありました。

午後2時ちょうどに開会し、山口恒夫公明党県連代表挨拶のあと、石井啓一国土交通大臣から「昨年、日本列島を襲った風水災害の復旧工事に

心血を注いでおります。栃木県においては高速道路のスマートインターが矢板市、宇都宮市、栃木市、下野市に開設される予定になっております。

また、LRTの施行認可を省内で審査しており、今春には判断を示せるよう手続きを進めていきます」とのご挨拶がありました。

続いて、茂木敏充経済財政政策担当大臣、小林幹夫県議会議長、首長を代表して佐藤栄一宇都宮市長、団体代表などの来賓祝辞があり、乾杯のあと懇親会に入りました。

3時15分に会場を後にしました。

（栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫）

船田はじめ 平成30年「新春の集い」に参加して

2月10日（土）午前11時より宇都宮市内のホテルで行われた標記のことについて、横山会長、手塚幹事長と3人で参加しました。

まず後援会会长の挨拶から始まり、自民党第1選挙区支部から報告がありました。続いて来賓祝辞は、福田富一県知事、築和生・佐藤明男両衆議院議員、上野通子・渡辺美知太郎両参議院議員、西川公也内閣官房参与、山口恒夫公明党県連代表、佐藤栄一宇都宮市長、小林幹夫県議会議長、鎌倉三郎宇都宮市議の順番がありました。

本人挨拶の中で「現在は公職選挙法、民法改正、憲法改正の仕事に取り組んでおります。特に民法の中では18歳を成人として扱う場合、飲酒とか喫煙、ギャンブル等についての権利行使などまだまだ問題提起がなされていくと考えます。今後ともご支援をお願い致します」とのことがありました。

主催者から400人ぐらいの出席者数とお聞きし、午後1時5分会場を後にしました。

（栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫）

さとう勉後援会総連合会・自民党第4選挙区支部 2018「新春の集い」に参加して

2月11日（日）午前11時から小山市内のホテルで行われた標記の会に出席しました。

まず主催者16名の紹介から始まり、開会後に後援会の挨拶と自民党第4選挙区支部の党状報告がありました。

来賓祝辞に入り、福田富一県知事、上野通子・高橋克法・渡辺美知太郎各参議院議員、佐藤明男衆議院議員、公明党西村眞治県議、県議会代表として小林幹夫県議会議長、首長代表として大久保寿夫小山市長それぞれのご挨拶がありました。

福田県知事のご挨拶の中で「本年度、国から補正予算で245億円を本県に付けていただきました。これも佐藤先生のお力です。たいへん有難い

ことあります」との言葉が印象的でした。

本人挨拶では「昨年10月には8期目の当選をさせていただいた。国会へは22年通っておりますが、これからも更に未来に向けて安心して暮らせる国を目指して改革を実行に移して参ります」との言葉がありました。

500人ぐらいの参加者数と思われました。午後1時に会場を後にしました。

（栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫）

ひがの義幸後援会総連合会総会ならびに「新春の集い」に参加して

2月11日(日)午後4時30分から栃木市内の会場で行われた集まりに参加しました。

会場から溢れ出る出席者で、主催者にお聞き致したところ600人を超えるとのことでした。

開会のあと、高田後援会総連合会長の挨拶、高橋克法・渡辺美知太郎両参議院議員の祝辞があり、日向野義幸県議会議員ご本人の挨拶となりました。28歳で市議、40歳で県議、44歳で市長となられたことなどを話されました。

後援会の総会で上程された議案が可決された後、国家基本政策委員長でもある佐藤勉衆議院議員を講師に基調講演がありました。「日本国における重大な法案であった『秘密保護法』、『平和安全法』、『テロ等準備罪法案』の3つが国会を通り、法律化されたことに安堵した」との内容ありました。

40分の講演終了後「新春の集い」に移り、上野通子参議院議員から祝辞が始まり、小林幹夫県議会議長、木村好文・螺良昭人両県議会議員、茂木敏充経済財政政策担当大臣、鈴木俊美栃木市長、海老原恵子栃木市議会議長と続きました。

日向野県議ご本人は「人と人との戦い、特に政治家は選挙においては絶対に勝たなくてはならない。しかしながら負ければ、市井の『民』のために相手方にも協力していく寛容さが必要である。私はこのような考えで、これからも郷土発展のために心血を注いでいきます」と、現栃木市長である鈴木氏を前に語り、参加者に感動を与えました。

午後7時55分、閉会となりましたことを報告いたします。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)



栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成 30 年 2 月 28 日現在)

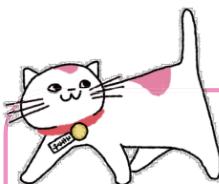
| | 支部・氏名 | 登録年月日 入会年月日 | 郵便番号 | 事務所名 | 電話 | 備考 |
|--|-------|---------------------|----------|--------------------|---------------|---------|
| | | | | 所在地 | | |
| | 佐野 | H29.9.15 H30.2.1 | 327-0002 | 行政書士人見法務事務所 | 090-5547-0939 | 千葉会より転入 |
| | 人見 拓磨 | | | 佐野市並木町 523-2 | | |
| | 塩那 | H30.2.1 | 329-1207 | 行政書士鈴木忠事務所 | 028-680-7570 | |
| | 鈴木 忠 | | | 塩谷郡高根沢町大字花岡 1500-3 | | |
| | 塩那 | H30.2.1 | 329-1574 | 行政書士永井裕子事務所 | 090-7237-2399 | |
| | 永井 裕子 | | | 矢板市乙畠 814 | | |

【退会】

| 支 部 | 氏 名 | 退会年月日 | 備 考 | 支 部 | 氏 名 | 退会年月日 | 備 考 |
|-----|-------|----------|-----|-----|-------|----------|-----|
| 那須 | 厚木 壽夫 | H30.2.21 | 廃業 | 宇都宮 | 飯村 精介 | H30.2.28 | 廃業 |
| 宇都宮 | 佐藤 達男 | H30.2.23 | 廃業 | | | | |

【変更】

| 支 部 | 氏 名 | 変更事項 | 変 更 内 容 |
|-----|-------|------|--------------|
| 足利 | 齋藤 和久 | 電話番号 | 0284-22-8715 |



日行連ホームページの会員サイト（連CON）について

日行連ホームページには会員専用のサイトがあります。このサイトには、業務関連の情報や、申請取次行政書士の届出手続に関する書式、電子申請に関する情報、関係法令など、役立つ情報が掲載されています。

サイトをご覧になるには、個人の ID とパスワードでのログインが必要になります。ID とパスワードの発行は、トップページに表示されている「連con」のバナー（右図）をクリックし、次に表示されるログイン画面で「初めてご利用の方」をクリックして、お手続き下さい。



編集後記

3月は年度末。早いもので広報担当になり1年が過ぎました。デジタル時代の広報というものが大変なことだということを実感しました。
今後とも読んでいただける会報作りに頑張りたいと思っております。皆様ご指導のほど、よろしくお願ひいたします。
(広報部 小室明男)

行政書士とちぎ 3月号 №495

発行人 栃木県行政書士会 会長 横山眞
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号
電話 028-635-1411 (代)
FAX 028-635-1410
メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei
編集部 広報部
定価 250円
印刷所 有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



行政書士とちぎ 2018.3

平成30年3月15日発行

第495号

栃木県行政書士会

〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

頼れる街の法律家

行政書士は



真野恵里菜



行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会・栃木県行政書士会

Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

後援：総務省・栃木県



日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマサくん

平成29年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



行政書士相談センター 028-638-0919

電話無料相談 (月～金 9:00～17:00
年末年始・祝祭日除く)

マスコットキャラクター アドちゃん